令和４年度の制度改正(抜粋)

Ⅰ　令和4月4月施行の制度改正

年金制度改正法（令和2年法律第40号）等の施行により、令和4年4月から以下の事項について改正されました。

改正内容の詳細は次ページ以降をご確認ください。

【改正事項】

１．繰下げ受給の上限年齢引上げ

２．繰下げ受給の減額率の見直し

３．在職老齢年金制度の見直し

４．加給年金の支給停止規定の見直し

５．在職定時改定の導入

６．年金手帳からの基礎年金番号通知書への切替え

Ⅱ　令和4年10月施行の制度改正

年金制度改正法（令和2年法律第40号）や全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）等の施行により、年金制度の一部が改正されます。

改正内容の詳細は8ページ以降をご確認ください。

【改正事項】

１．短時間労働者の適用拡大

２．適用事業所範囲の見直し（士業の適用業種追加）

Ⅰ-1．令和４年４月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられました

老齢年金を66歳以後に受給開始（繰下げ受給）する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額（1月あたり0.7%増額）します。高齢期の就労の拡大等を踏まえ、年金受給権者が自身の就労状況等にあわせて年金受給の開始時期を選択できるようにすることを目的として、**令和4年4月から繰下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。**

対象となる方は令和4年3月31日時点で、次の①②のいずれかに該当する方です。
① 70歳未満の方
（昭和27年4月2日以降生まれの方）
② 老齢年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方
（受給権発生日が平成29年4月1日以降の方）

※上記の①②のいずれにも該当しない方は、令和4年3月までと同様に繰下げの上限年齢は70歳です。

改正前

繰下げの上限年齢：70歳
増額率上限：42%（60月）

改正後

繰下げの上限年齢：75歳
増額率上限：84%（120月）
対象者：**昭和27年4月2日以降生まれの方**
受給権発生日が平成29年4月1日以降の方

<繰下げ受給による年金額の増額イメージ>

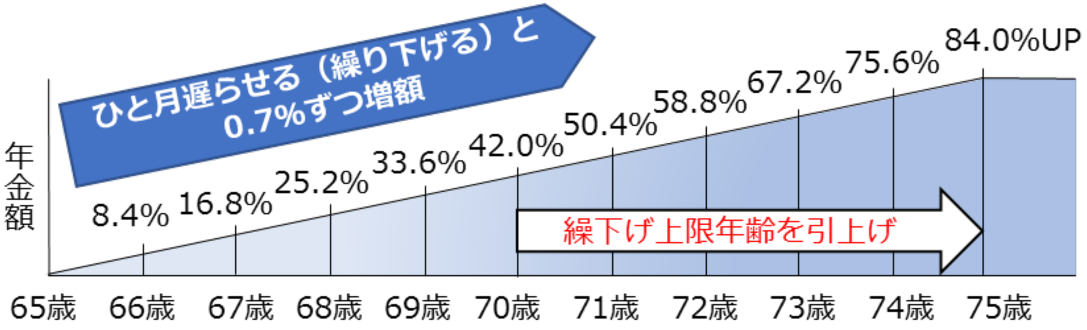

［例：年金額が180万円の方が、75歳まで繰り下げした場合］

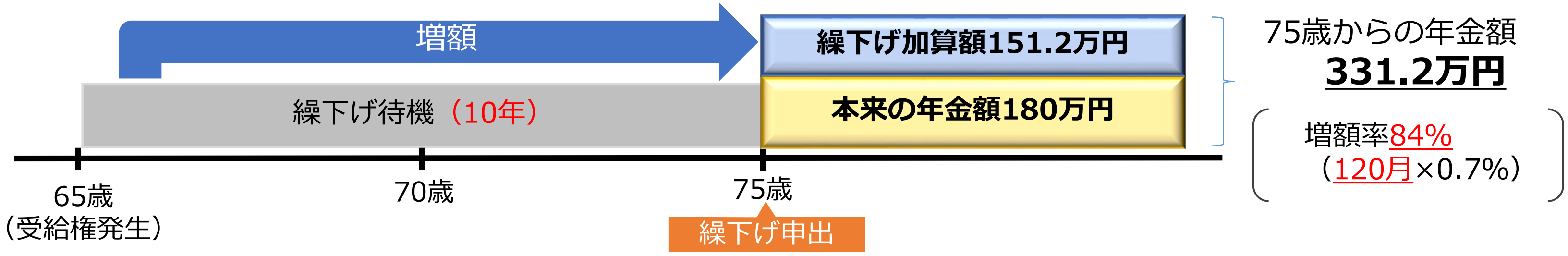

Ⅰ-2．令和４年４月から老齢年金の繰上げ減額率が見直されました

老齢年金を65歳前に受給開始（繰上げ受給）する場合、繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数に応じた減額率により、年金額は減額されます。
令和4年4月から、この繰上げ受給の減額率が１月あたり0.5%から0.4%に変更されました。

対象となる方は令和4年3月31日時点で、60歳未満の方**（昭和37年4月2日以降生まれの方）**です。
昭和37年4月1日以前生まれの方については、現行の減額率0.5%から変更はありません。

改正前（※昭和37年4月１日以前生まれの方）

減額率の計算 ＝ 繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数 × <u>0.5%</u>

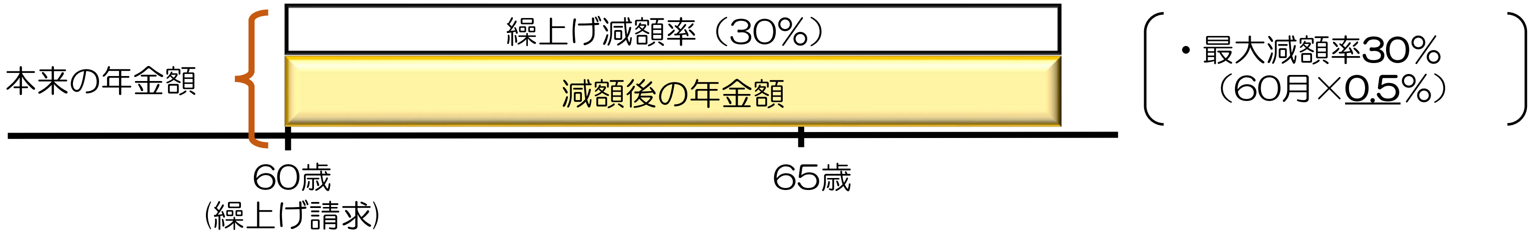

改正後（※昭和37年4月２日以降生まれの方）

減額率の計算 ＝ 繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数 × <u>0.4%</u>

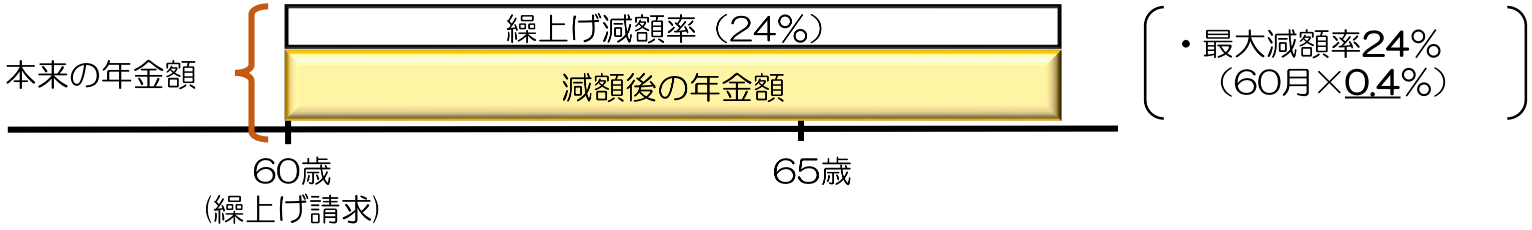

Ⅰ-３．令和4年4月から65歳未満の方の在職老齢年金制度が見直されました

令和4年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、**「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されていました。**この在職老齢年金制度が見直され、令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、**「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。**

【令和4年3月以前の計算方法】

条件	支給停止額
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下のとき	支給停止額 ＝０円（全額支給）
基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円以下のとき	支給停止額 ＝(総報酬月額相当額＋基本月額－28万円) ×1/2×12
基本月額が28万円以下で、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき	支給停止額 ＝{(47万円+基本月額－28万円) ×1/2+ (総報酬月額相当額－47万円)} ×12
基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円以下のとき	支給停止額 ＝総報酬月額相当額 ×1/2×12
基本月額が28万円を超え、総報酬月額相当額が47万円を超えるとき	支給停止額 ＝{47万円×1/2+(総報酬月額相当額－47万円)}×12

【令和4年4月以降の計算方法】

条件	支給停止額
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のとき	支給停止額 ＝０円（全額支給）
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えるとき	支給停止額 ＝(総報酬月額相当額＋基本月額－47万円) ×1/2×12

<用語の説明>

・**基本月額**
加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の月額

・**総報酬月額相当額**
（その月の標準報酬月額）＋（その月以前1年間の標準賞与額の合計）÷12

［例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合］

年金4万円停止
年金6万円支給
賃金26万円

改正前の基準
合計額が**28万円**を超えるため
年金の一部を支給停止

年金10万円支給（全額）
賃金26万円

改正後の基準
合計額が**47万円**を超えないため
年金の全額を支給

Ⅰ-4．令和4年4月から加給年金の支給停止の規定が見直されました

加給年金は厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方に、65歳到達時点（または定額部分支給開始年齢に到達した時点）で生計を維持している配偶者または子がいるとき、自身の年金に加算されます。
生計を維持している配偶者に**老齢や退職、障害を支給事由とする給付**を受け取る権利がある場合、加給年金は支給停止されますが、配偶者に対する給付が全額支給停止されている場合には、加給年金が支給されることとなっていました。

令和4年4月以降は、配偶者の老齢または退職を支給事由とする給付が全額支給停止となっている場合にも 、これらを**受け取る権利がある場合**は、**加給年金は支給停止されます。**※障害を支給事由とする給付については変更ありません。

今回の改正で変更された点

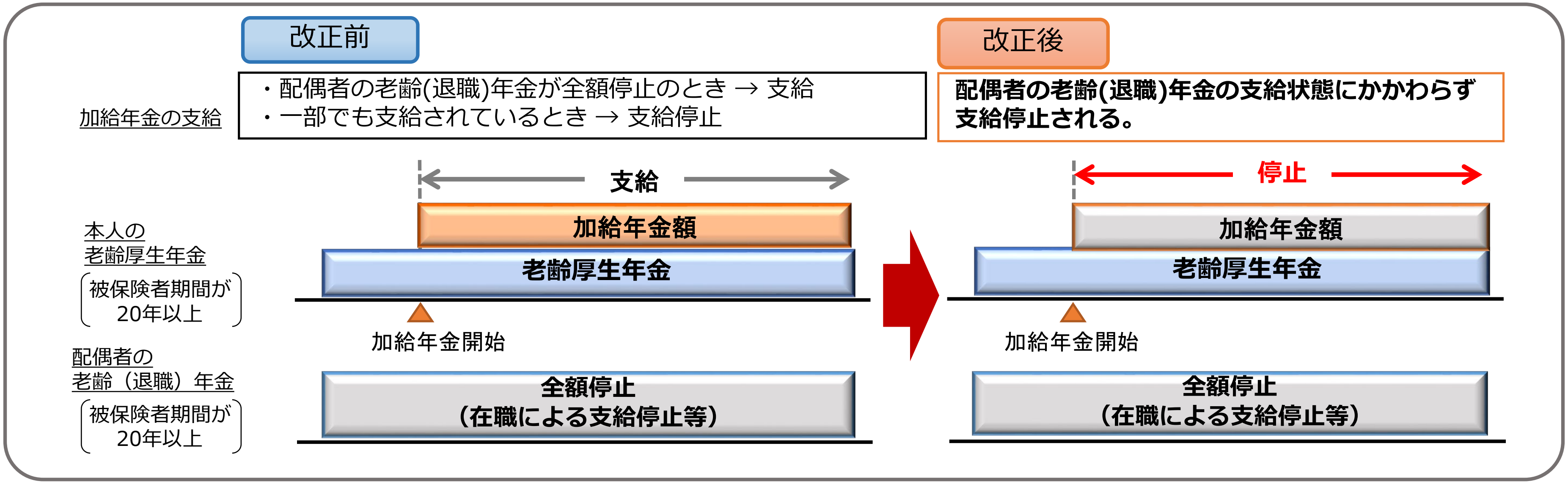

【経過措置】

以下の①および②の要件を満たす場合については、**令和4年4月以降も引き続き加給年金の支給を継続する経過措置**が設けられています。

① 令和4年3月時点で、本人の老齢厚生年金または障害厚生年金に加給年金が支給されているとき

② 令和4年3月時点で、加給年金額の対象者である配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金等の受給権を有しており、全額が支給停止されているとき

Ⅰ-5．令和4年4月から在職定時改定制度が導入されました

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合、令和4年3月までは、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時（退職時・70歳到達時）にのみ年金額が改定されていました。
就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実を図る観点から、**令和4年4月から、在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度が導入されました。**

在職定時改定の仕組み

○　基準日（毎年９月１日）において被保険者である老齢厚生年金の受給者の年金額について、前年９月から当年８月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月（毎年10月）分の年金から改定されます。
令和４年10月分については、65歳到達月から令和4年8月までの厚生年金に加入していた期間も含めて、年金額が改定されます。

○　対象者となるのは**65歳以上70歳未満**の老齢厚生年金の受給者です。
➤65歳未満の方は繰上げ受給をされている方であっても在職定時改定の対象となりません。

在職中であっても、毎年10月に前年9月から当年8月までの被保険者期間が年金額に反映されます。

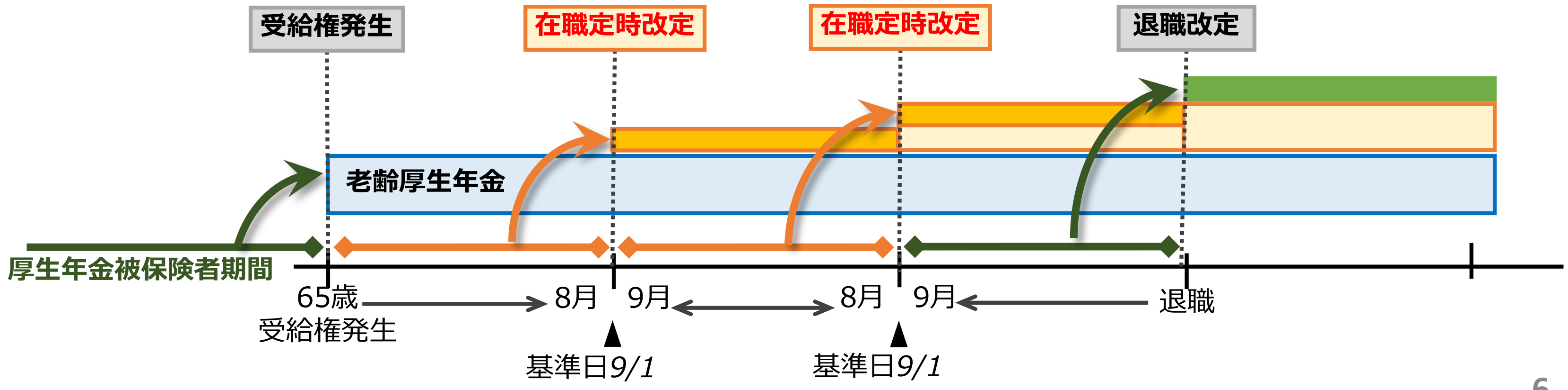

Ⅰ-6．令和4年4月から年金手帳に代わり基礎年金番号通知書を発行します

令和4年4月1日以降、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、「基礎年金番号通知書」を発行します。

○ 基礎年金番号通知書の様式

（表面）

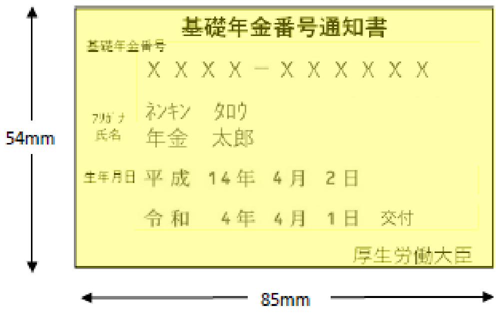

（裏面）

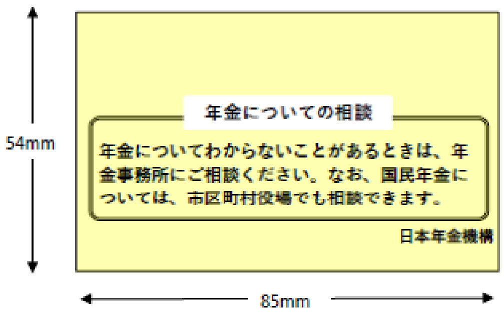

○ 年金手帳をお持ちの方へ

年金手帳をお持ちの方には、「基礎年金番号通知書」は発行されません。令和4年4月1日以降も、年金手帳は基礎年金番号が確認できる書類としてご利用できますので、引き続き年金手帳を大切に保管してください。

➢ 年金手帳を紛失した場合

年金手帳の紛失等により令和4年4月1日以降に再発行を希望される場合は、年金手帳に代わり、「基礎年金番号通知書」の再交付を申請することができます。

※ 令和4年3月中に受付した年金手帳再交付申請書のうち、処理状況によって交付年月日が令和4年4月1日以降となる場合は、「基礎年金番号通知書」が発行されます。

○ 年金に関する照会や申請は、マイナンバーもご利用いただけます。

Ⅱ-１．短時間労働者への被用者保険の適用（令和２年年金法改正以前の状況）

- 従来、被用者保険（厚生年金、健康保険）が適用される者の範囲については、フルタイムに近い働き方をする人に限られていた。　※週の所定労働時間等の概ね４分の３以上

平成28（2016）年10月～

- 法改正により、当該範囲を１週間の所定労働時間及び１か月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している通常の労働者の４分の３以上（以下「４分の３基準」という。）である者（例：フルタイム労働者、週労働30時間以上の労働者（フルタイムの週労働時間が40時間の場合））と明確化したことに加え、
- 従業員500人超の企業等において、
  ①週労働時間20時間以上　②月額賃金8.8万円以上（年収換算で約106万円以上）
  ③勤務期間１年以上見込み　④学生は適用除外
  の要件を満たす短時間労働者に適用対象が拡大された。

平成29（2017）年４月～

- 法改正により、従業員500人以下の民間企業において、労使合意があれば適用拡大を可能にするとともに、国・地方公共団体は規模にかかわらず適用されることになった。

- しかし、現状においても、**被用者でありながら被用者保険の適用対象外の者が多数いる**。これらの者は、国民年金の加入者となっており、**低年金となりやすい**。
  ※厚生年金の被保険者（フルタイム）は約4,400万人であるが、
  週労働20時間以上の短時間労働者で約400万人が対象外であった（2018年度時点）

短時間労働者への被用者保険の適用拡大（令和２年年金法改正）

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、今回の改正では、**50人超規模の企業まで被用者保険（年金・医療）の適用範囲を拡大**。

2016年10月～

① 週労働時間20時間以上
② 月額賃金8.8万円以上（年収換算で約106万円以上）
（所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない）
③ 勤務期間１年以上見込み
④ 学生は適用除外
⑤ **従業員500人超の企業等**
（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定）

今回の改正内容

③ 勤務期間１年以上見込み
→(2022年10月～）**撤廃**
（フルタイムの被保険者と同様の２か月超の要件を適用)

⑤ 従業員500人超の企業等
→（2022年10月～）100人超規模の企業に適用
→（2024年10月～） 50人超規模の企業に適用

＜被用者保険の適用拡大のイメージ＞

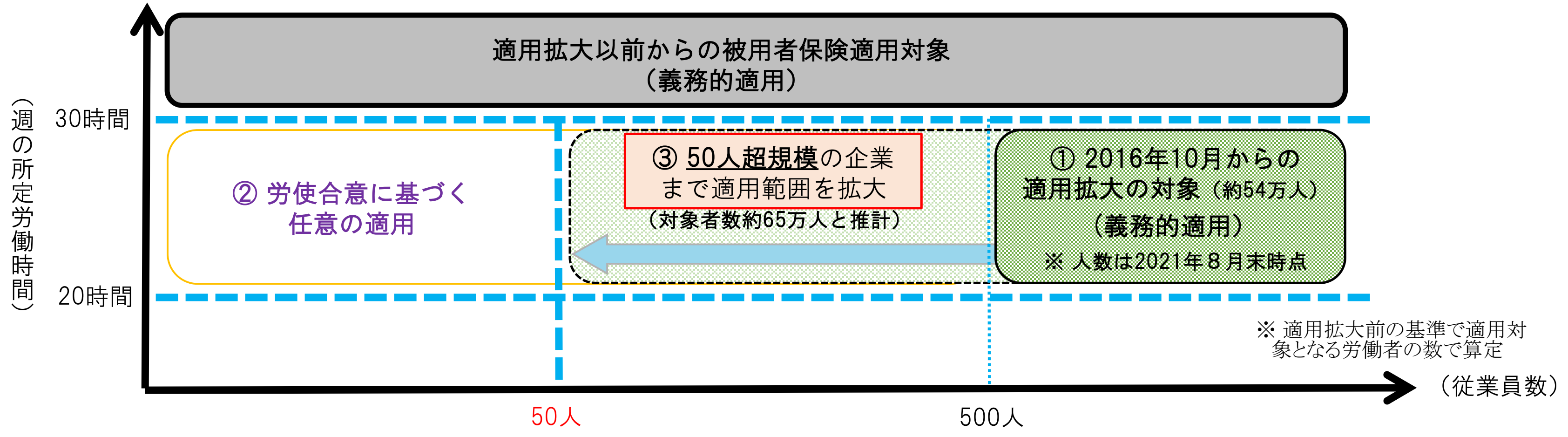

Ⅱ-2.　被用者保険の非適用業種の見直し

・　常時１名以上使用される者がいる、法人事業所　（Ａ）　・・・　強制適用
・　常時５名以上使用される者がいる、法定１６業種に該当する個人の事業所　（Ｂ）　・・・　強制適用
・　上記以外　（C）　・・・　強制適用外（労使合意により任意に適用事業所となることは可能＝任意包括適用）

	法人	個人事業主	
		常時5人以上の者を使用する事業所	5人未満の事業所
法定16業種（※）	強制適用事業所 （A）	（B）	
上記以外の業種（非適用業種） 例：農業・林業・漁業 士業（弁護士等） 宿泊業、飲食サービス業 娯楽業、警備業、政治・経済・文化団体、宗教 等	（A）		（C） 任意包括適用

強制適用事業所　……　約243万事業所
任意包括適用事業所　…　約10万事業所
注：適用事業所数は、2021年6月末現在

※　健康保険法3条3項1号及び厚生年金保険法6条1項1号に規定する以下の業種。

① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
③ 鉱物の採掘又は採取の事業
④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
⑤ 貨物又は旅客の運送の事業
⑥ 貨物積みおろしの事業
⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業
⑧ 物の販売又は配給の事業
⑨ 金融又は保険の事業
⑩ 物の保管又は賃貸の事業
⑪ 媒介周旋の事業
⑫ 集金、案内又は広告の事業
⑬ 教育、研究又は調査の事業
⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業
⑮ 通信又は報道の事業
⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業

【見直し内容】（令和4（2022）年10月施行）
○　弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業（※）を適用業種に追加する。
（※　弁護士・公認会計士・公証人・司法書士・土地家屋調査士・行政書士・海事代理士・税理士・社会保険労務士・沖縄弁護士・外国法事務弁護士・弁理士）